

太田市日中一時支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）を一時的に預かる事業（以下「事業」という。）を実施することにより、障がい者等に日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練等を行うことを目的とする。

(実施主体等)

第2条 市長は、事業の全部又は一部を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項に規定する法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者その他市長が適切な事業運営を行うことができると認める法人等（以下「事業所」という。）に委託することができる。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 障がい者であって、法第21条第1項に規定する障害支援区分が区分1以上の者
- (2) 障がい児であって、次の表に掲げる者

区分	障がい児	調査項目
区分1	区分2又は区分3に該当しない者であって、右欄に掲げるアからエまでの調査項目のいずれか1以上該当する者	ア 食事（全介助又は一部介助） イ 排せつ（全介助又は一部介助） ウ 入浴（全介助又は一部介助）
区分2	右欄に掲げるアからエまでの調査項目のうち一部介助が3以上該当する者又はオの調査項目のときどきあるに該当する者	エ 移動（全介助又は一部介助） オ 行動障がい及び精神症状（ある又はときどきある）
区分3	右欄に掲げるアからエまでの調査項目のうち全介助が3以上該当する者又はオの調査項目のあるに該当する者	

- (3) 前2号に定めるもののほか、サービスの必要性を市長が認めた障がい者等

(事業の内容)

第4条 事業所の行う日中一時支援事業（以下「サービス」という。）の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 社会的理由により利用する場合の日中一時支援

(2) 私的理由により利用する場合の日中一時支援

2 サービスの利用は、1人につき月60時間を上限とする。ただし、やむを得ない事情により市長が上限を超えた支給時間を必要と認めた場合は、この限りでない。

(利用の申請)

第5条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、日中一時支援事業支給申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長が緊急を要すると認めた場合にあつては、前項の申請書の提出は、事業提供後でも差し支えないものとする。この場合において、事業所は、その内容を速やかに報告するものとし、申請書の提出も速やかに行うものとする。

(利用決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請があつたときは、速やかに内容を審査し、利用の可否を決定したときは、日中一時支援事業利用決定（却下）通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するとともに、日中一時支援事業利用者証（様式第3号。以下「利用者証」という。）を交付する。この場合において、市長は、障がい者等の身体その他の状況及びその置かれている環境を十分勘案して利用時間、利用者負担上限額、事業に要する費用の額の算定に用いる単価等を決定するものとする。

2 利用者負担上限額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条に規定する指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額の例により算定するものとする。

3 利用者証の交付を受けた障がい者等（以下「利用者」という。）は、決定通知書を提示し、事業所に直接依頼するものとする。

(利用者証の変更届・再交付)

第7条 利用者証の記載事項に変更が生じた場合又は返納する理由が生じた場合は、市長は、利用者から日中一時支援事業利用者証（記載事項変更・返納）届（様式第4号）を提出させ、変更し、又は返納させるものとする。

2 利用者において利用者証を汚損し、破損し、又は紛失した場合は、市長は、利用者等から日中一時支援事業利用者証再交付申請書（様式第5号）を提出させ、再交付するものとする。

(サービスの継続及び変更)

第8条 市長は、サービスを決定した利用者について定期的にサービスの継続の要否について見直しを行うものとする。

2 利用者は、サービス提供を継続申請しようとする場合又は利用者の障がいの状況に変

化を生じた場合は、日中一時支援事業利用申請書に理由を付して、サービスの継続又はサービスの内容の変更を申請することができる。

- 3 前項において、利用者がサービスの内容を変更しようとする場合は、サービスを決定した日から3箇月を経過した後でなければ申請することはできない。ただし、市長が緊急を要し変更することが適当と認めるときは、サービス内容を変更することができるものとする。

(決定の取消し)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の規定による利用決定を取り消すことができる。

- (1) この事業の対象者でなくなったとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けたとき。
- (3) その他市長が利用を不相当と認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により事業の利用を取り消したときは、日中一時支援事業利用取消通知書(様式第6号)により、速やかに利用者に通知するものとする。

(サービスに係る費用)

第10条 市長が、利用者のサービス提供を委託する場合の事業の実施に係る費用の算定基準額(以下「算定基準額」という。)は、別表に定める額とする。

- 2 利用者は、別表に定めるサービスに要する経費の一部(利用者負担額)を直接委託を受けた事業所に支払うものとする。
- 3 同一の月に受けたサービスにおいて、前項に定める事業に要する費用の一部の合計額が利用者証に記載された個人負担上限額を超えたときは、その超えた額の事業に要する費用の一部を市長が支弁するものとする。
- 4 入浴に係る光熱水費及び給食費並びに文化的活動に係る材料費等は、それぞれ事業を委託した事業者ごとに定め、利用者が直接委託を受けた事業者を支払うものとする。

(委託料)

第11条 市長がサービス提供を委託する場合の費用は、前条第1項に定める算定基準額から前条第2項に定める利用者負担額を差し引いた額を支弁するものとする。

(実績報告書)

第12条 事業所は、毎月の利用実績を日中一時支援事業実績報告書(様式第7号)により、翌月の10日までに市長に報告するものとする。

(検査及び支払)

第13条 市長は、日中一時支援事業実績報告書を受領したときは、これを10日以内に

検査するものとする。

2 事業所は、前項の検査に合格したときは、日中一時支援事業請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項に規定する支払請求があったときは、その内容を審査し、事業所がサービスの提供を行った月の翌々月末までに事業の実施に係る費用を支払うものとする。

（遵守事項）

第14条 事業所は、受け入れることが可能な障がい種別及び年齢層について、利用者に対して事前説明を行わなければならない。

2 事業所は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかななければならない。

3 事業所は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 事業所は、サービス提供時に事故が発生した場合は、市長及び利用者の家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

5 事業所は、従業員、会計及び利用者への事業提供記録に関する諸記録を整備し、事業を提供した日から5年間保存しなければならない。

6 事業所及び従業員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

（関係機関との連携）

第15条 市長は、事業の実施に当たって、保健福祉事務所等の関係職員との連携を密にするとともに、委託を受けた事業所等との連絡・調整を十分に行い、事業を円滑に実施するものとする。

（その他）

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。